

担い手通信 第4号

【令和7年度】
令和8年3月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会事務局 浜松市農業振興課

気候変動対応新品目試験栽培支援補助金 [New] を募集します

浜松市の気候変動に合い、将来的な産地化の可能性のある品目の栽培にチャレンジする農業者を支援します。

【補助対象事業】

- 温暖化に対応できるものであって、本市で栽培事例が少ない品目（バナナ、マンゴー、アボカド、コーヒーノキ、カカオ、パパイヤ、ブラッドオレンジ等）の試験栽培
※他にも条件がありますので、詳細は浜松市公式ホームページをご確認ください。

【補助対象経費等】

- 補助対象経費・・・種苗又は、農薬、肥料、農業用資材、土壌改良材の購入に係る経費
- 補助金額・・・対象経費の2分の1以内の額
- 補助限度額・・・10万円/事業

【受付期間】

令和8年4月1日（水）～5月15日（金） 必着

応募いただいた事業は、審査会で審議し、予算の範囲内で採否および補助金額を決定します。
また、本事業で栽培された品目についての情報共有を行う予定です（実施時期未定）。
詳しくは、浜松市ホームページをご確認ください。

⇒ [浜松市 気候変動対応新品目](#) で検索



<担当>

浜松市産業部 農業水産課 農業政策グループ

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2（浜松市役所 本館6階）

電話：053-457-2334 E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

農林水産物ブランディング支援事業費補助金 [New] を募集します

浜松市の農林水産物やその加工品について、他産地と差別化を図り、消費者の認知度や好感度を向上させるブランド価値を形成し、付加価値を向上させるための一連のブランディング活動を支援します。

【補助対象事業】

農林水産物のブランディング事業又は、農林水産物を用いた加工品ブランディング事業

- 農林水産物ブランディング事業
ブランディングの核となる差別化製品の開発（ただし、栽培に係る費用は対象外）
- 農林水産物を用いた加工品ブランディング事業
一次製品のブランド強化やブランド展開を図る加工品の開発

※他にも条件がありますので、詳細は浜松市公式ホームページをご確認ください。

【補助金額】

- 補助金額・・・対象経費の2分の1以内の額
- 補助限度額・・・200万円/事業

【受付期間】

令和8年4月1日（水）～5月12日（火） 必着

※申込を検討する方は必ず4月21日（火）までに事前相談をお願いします。

応募いただいた事業は、審査会で審議し、予算の範囲内で採否および補助金額を決定します。
詳しくは、浜松市ホームページをご確認ください。

⇒ で検索



<担当>

浜松市産業部 農業水産課 農業政策グループ

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 （浜松市役所 本館6階）

電話：053-457-2334 E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市農林水産物・食品販路開拓事業費補助金を募集します

国内又は海外で開催される海外への販路開拓を目的した各種展示会・商談会等への本市農林水産物・食品の出展（出品）に対して、出展に要する経費を助成し、一次産業者や食品関連事業者の海外への販路開拓を支援します。

【補助対象事業】

- 浜松市内で生産される農林水産物又は、それを主要な原材料としている加工食品や飲料品の販路開拓・拡大を目指す者。
- 浜松市内に主たる事務所を有する法人又は、浜松市に住民登録のある個人。
※他にも条件がありますので、詳細は浜松市公式ホームページをご確認ください。

【補助金額】

- 補助金額は、対象経費の2分の1以内の額とし、補助限度額は以下の通りです。

施設、設備、機器に関する条件	補助限度額
海外で開催される展示商談会または見本市に出展する場合	500千円
国内で開催される展示商談会または見本市に出展する場合	200千円

【受付期間】

令和8年4月1日（水）～ 令和9年2月12日（金） 必着

※令和9年3月14日（日）までに開催される展示会、商談会等が事業対象です。

※予算の関係上、上記より募集終了が早まる場合があります。

詳しくは、浜松市ホームページをご確認ください。

⇒ [浜松市農林水産物・食品販路開拓](#) で検索



<担当>

浜松市産業部 農業水産課 農業政策グループ

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 （浜松市役所 本館6階）

電話：053-457-2334 E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

野焼きのけむりで困っている人がいます！！



野焼きの苦情の件数は年々増加しており、2024年度は140件以上の苦情が浜松市へ寄せられました。野焼きは、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為です。

農業を営むためのやむを得ない草木等の焼却（灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など）は禁止の例外となっていますが、周辺的生活環境に迷惑とならないよう配慮(※)することが大切です。苦情があれば、悪臭防止法や静岡県の条例に基づき、中止の指導をすることもあります。

※配慮とは次のような行為です。

- 農業用の灰作りは、必要最小限にする。焼却時は、火元を離れない。
- 風の強い日や風が民家へ向いている日は避ける。洗濯物を干している時間帯は避ける。
- 近所へひと声かける。
など

《問合せ先》

浜松市環境部 環境保全課 大気・騒音対策グループ
〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号
TEL 053-453-6170

浜松市ホームページへ「農業に関する最新のお知らせ」の掲載を始めました。

浜松市の農業に関する補助金・講演会やセミナー・農作業安全・病害虫・熱中症・台風災害など、農業をされている皆様に色々と役立つ情報を随時お知らせしています。

閲覧は以下のURLもしくは、浜松市ホームページから以下のとおりご覧ください。

【URL】 <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/noushin/event/oshirase.html>

【浜松市ホームページ内】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 産業振興 > 農業 > 農業に関する最新のお知らせ

経営所得安定対策等交付金について

国が実施する経営所得安定対策事業では、担い手農家の経営安定化や食料自給率・食料自給力の維持向上を図ることなどを目的とし、以下の事業を実施しています。

1 水田活用の直接支払交付金（交付単価は変更する場合があります）

①戦略作物助成

対象作物（基幹作のみ）	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a (多年生牧草で収穫のみの場合1万円/10a)
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	多収品種：収量に応じ5.5万円～10.5万円/10a 一般品種：収量に応じ5.5万円～7.5万円/10a

②産地交付金

対象作物	支援内容
高収益作物(レタス、ネギ、エダマメ等)、二毛作	国からの資金枠の範囲内で今後設定
そば・なたねの作付（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）（交付単価は、変更する場合があります）

●対象作物：小麦、大豆 等 ●交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

交付区分	交付単価
数量払	生産量と品質に応じて交付
面積払	2万円/10a（そば：1.3万円/10a）

3 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） ※収入保険との重複加入はできません

●制度内容：米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの価格が下落した際の収入を補てん

●交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

<令和8年産米の需要量に関する情報のお知らせ>

主食用米の過剰作付を抑制し米価を安定させるため、今後も需要に応じた生産の取り組みにご協力をお願いいたします。

静岡県 の 需要量予測 (A)	70,028 t ※前年比約-3.4%
需要に応じた浜松市の生産数量の目安 (B)	9,020 t ※前年比約-3.4%

(B) = (A) × 令和7年産主食用米の浜松市生産量シェア (12.88%)

お問い合わせは

農業振興課 ■旧中・東・西・南区 TEL.457-2332 ■旧北区 TEL.523-1113

■旧浜北区 TEL.585-1117

■天竜区 TEL.922-0030

水田病害虫(ジャンボタニシ)防除対策事業費補助金について

ジャンボタニシの食害防止のために防除資材を購入し散布する場合に、防除資材購入費の補助が受けられます。

予算の範囲内で、先着順となります。(申請期限：令和8年12月28日(月)※昨年度より短縮)

※下記事項は令和8年3月時点での情報であり、変更する場合があります。

- 対象事業● ジャンボタニシの防除を目的とし、事業実施期間内に散布を行った防除資材の購入
※対象資材は要綱に定めるもの
※申請は1ほ場につき1回限り、事業実施後に申請いただきます
- 対象者● 対象農地で補助対象事業に取り組む者
※申請者、購入者が同一であること
- 対象農地● 市内で水稻等を耕作している水田
- 補助内容● 対象事業費：防除資材購入費（例：メタアルデヒド粒剤 ほか）
補助率：補助対象事業費の1/3以内（百円未満切り捨て）
限度額：対象農地10アールあたり1,300円
- 事業実施期間● 令和8年4月1日～令和8年10月31日（※昨年度より短縮）
- 提出書類● 領収書等、資材の内容や購入額がわかるもの ほか

この他にも諸条件があります。

詳細は本市ホームページをご覧くださいか
（『浜松市 ジャンボタニシ』で検索）、
下記連絡先までお問い合わせください。



■問い合わせ先■

農業振興課 生産環境グループ（市役所本館6階）

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

電話：053-457-2332

農業振興課 北部農業グループ（北行政センター3階）

〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀305

電話：053-523-1113

農業振興課 浜北農業グループ（浜名区役所3階）

〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000

電話：053-585-1117

農業振興課 天竜農業グループ（天竜区役所南館1階）

〒431-3314 浜松市天竜区二俣町二俣481

電話：053-922-0030

令和8年度 静岡県農業振興基金協会の 一般助成事業の募集について

静岡県農業振興基金協会では、静岡県農業の担い手育成、農業の振興、農村の振興等に取り組む農業者等の組織（2名以上）に対し、活動経費の1/2以内（限度額有）を助成し、単年度のソフト事業（推進事業）を支援します。

●事業実施期間● 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 本助成事業は申請書案を作成し5月下旬の事前審査会を受け、6月末までに申請書を提出いただきます。例年8月頃に採択が行われますが、事業は4月1日から実施可能です。

●申請手続● 助成金の申請を希望する農業者組織等は、**4月末までに**下記の問い合わせ先に申請意向を連絡し、申請についてご相談ください。なお、本助成事業の概要や申請書類等の詳細は、静岡県農業振興基金協会ホームページをご覧ください。

●問合せ先● 最寄りのJAの営農指導担当、農協中央会西部支所、静岡県西部農林事務所 企画経営課、浜松市役所 農業振興課、静岡県農業振興基金協会

■公益社団法人 静岡県農業振興基金協会■

電話：054-284-9545 E-mail：kikin@chu.ja-shizuoka.or.jp

ホームページ：http://group.ja-shizuoka.or.jp/about/jamap/kikin/

●助成対象●

(1) 担い手育成対策事業

農業者等組織、担い手組織及び農業協同組合が、下記事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成金は事業費の2分の1以内とする。

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 農業者経営能力等向上事業	経営、技術向上を図る講座、研修、研究活動等の担い手育成活動	農業者等組織 農業協同組合	30万円
② 担い手等広域交流促進事業	担い手組織が行う東・中・西部に渡る研究会や情報交換会	担い手組織	30万円
③ 生きがい農業応援事業	自給、ファーマーズマーケット出荷を目指す初心者への基礎研修	農業協同組合	30万円
④ 女性活動、男女共同参画推進事業	女性の活動及び社会・経営参画を行う女性組織やJA女性部等の活動	農業者等組織 農業協同組合	30万円

(2) 地域農業振興対策事業

農業者等組織、農業協同組合及び市民団体が、下記の事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成金は事業費の2分の1以内とする。

ただし、農業生産新技術等導入促進事業の独自開発のものについては10分の10以内とする。

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 農産物マーケティング推進事業	市場調査、新商品開発、ブランド化、販売促進、地産地消、輸出拡大等の活動	農業者等組織 農業協同組合	30万円
② 農業生産研究事業	生産技術、新作目、燃油・肥料・資材高騰対策技術等の研究・実証（省エネ）	農業者等組織 農業協同組合	30万円
③ 安全安心な生産基盤づくり事業	I PM、GAP等取得、残留農薬分析、SDGs、みどりの食料システム戦略等の活動	農業者等組織 農業協同組合	30万円
④ 農作物鳥獣害対策事業	鳥獣害防止や駆除の研修会・講演会 デジタル技術などを用いた鳥獣被害対策技術の 現地実証（遠隔操作や写真など）	農業者等組織 市民団体 農業協同組合	30万円
⑤ 農地集積、耕作放棄地活用推進事業	農地集積の合意形成や、耕作放棄地の再生を行う活動	農業者等組織 市民団体 農業協同組合	30万円
⑥ 農業新技術研究・導入促進事業	新技術等の研究・導入に取り組む事業 （※独自開発は10/10以内可）	農業者等組織 農業後継者の組織（学生等） 農業協同組合	
ア 新商品開発販売研究事業	新商品開発、試験販売、新流通システムの確立研究		30万円
イ 農業新技術開発普及事業	新技術開発研究、普及のための現地実証		30万円
ウ 優良種苗供給事業	新品種や優良種苗の生産供給体制の整備、新品種の育成		30万円

（3）農村振興対策事業

農業者等組織、農業協同組合及び市民団体が、下記事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成率は事業費の2分の1以内とする。

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 地域特産づくり推進事業	新たな農林産物の導入、特産品開発、販売促進活動（マーケティング事業）	農業者等組織	30万円
② グリーン・ツーリズム推進事業	景観、伝統文化、体験施設、地域資源を活用して取り組むグリーン・ツーリズム	農業者等組織	30万円
③ 食農教育支援事業	消費者や児童・生徒への農業体験、調理加工体験、学校との食農教育活動	農業者等の組織 市民団体 農業協同組合	30万円
④ 直売所等開設推進事業	農産物の地域内流通、直売所・店舗・朝市等の開設及び開設翌年度の運営活動	農業者等組織	30万円

※ 事業主体が農業協同組合のみの事業については記載を省略しています。

大切な農機具

もしもの時、どうしますか？

農機具共済は、もしもの時にあなたの農業経営を守る保険です。
衝突・接触・落雷・盗難などで農機具に損害が発生した場合、共済金をお支払いし、
安心して農業を続けられるようサポートします。

加入できる農機具

トラクター、田植機、コンバイン、乗用型摘採機、スピードスプレイヤー、冷蔵庫など
所有または管理する農機具が加入できます。耐用年数は全ての機種一律7年です。

※中古農機具は加入条件がありますが加入できます。※耐用年数を超えた農機具は新調達価格の半分の補償となります。

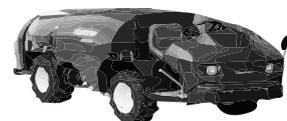
加入件数
No. 1



加入件数
No. 2



加入件数
No. 3



補償期間と補償金額

補償
期間

掛金を納めていただいた日の
午後4時から

1年間

補償
金額

1台あたり新品価格の範囲内で
5万円から1,500万円まで

共済掛金

1万円当たりの掛金43.7円 (臨時費用担保特約付き)

補償 金額	100 万円	500 万円	1,000 万円
年間 掛金	4,370 円	21,850 円	43,700 円

対象となる事故

火災、落雷、衝突、接触、墜落、転覆、盗難による盗取・き損、獣害並びに台風、
洪水等の自然災害が対象です。稼働中の事故も対象です。



※地震、噴火、津波による損害は補償対象になりません。※対人、対物は補償されません。

事故の原因はこれだ！！！！

令和4年～6年支払実績より (※防霜ファンは除く)

1位 接触



代掻き中に後退をした際に石垣
にぶつかり後部が破損した

木に接触しミラーが破損した

2位 異物の巻き込み



石や太い枝を巻き込んだ事によ
り負荷がかかり、刈刃等が破損
した

3位 転覆



急斜面での作業により
バランスを崩し転覆した

お問い合わせはこちら！
静岡県農業共済組合



業務管理センター
〒420-0839
静岡市葵区鷹匠2丁目15-13
054-251-3511

西遠地域センター
〒433-8104
浜松市中央区東三方町242-1
053-438-3480



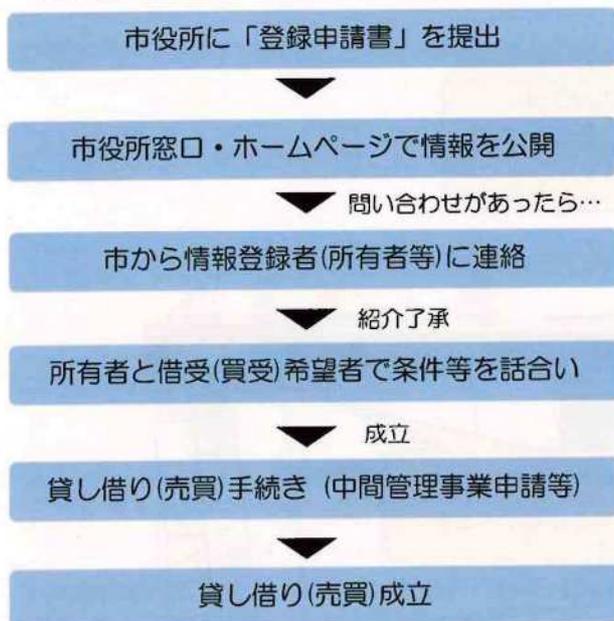
浜松市農地銀行のご案内

浜松市農地銀行とは

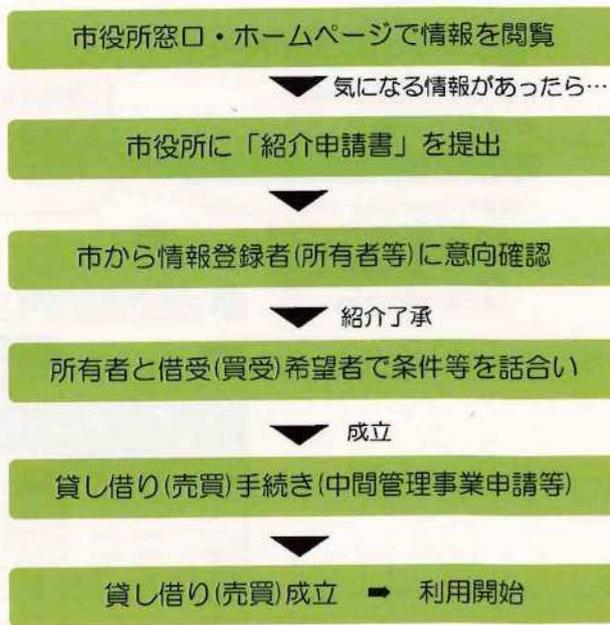
農地の貸し借りや売買の促進を目的に、市の農業委員会に申込みのあった『貸したい・売りたい農地』の情報を公開しています。

登録情報は、年末に実施する農地所有者への調査を基に、年1回(4月頃)に全面更新し、その後、随時更新しています。

〈農地を貸したい・売りたい所有者さんは〉



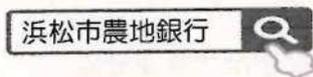
〈農地を借りたい・買いたい農業者さんは〉



浜松市農地銀行ホームページをご利用ください

農地銀行の登録情報をご自宅のパソコンなどで検索することができます。

<https://www.hamanougin.jp/>



お知らせ

新年度データへの更新に伴い、下記期間の登録農地の閲覧・紹介を停止します。

停止期間：令和9年3月13日～4月5日

〈お問い合わせ・申込み先〉

中央区の情報	農地利用課 農地集積グループ(市役所本館6階)	〒430-8652 中央区元城町103-2 ☎053(457)2836
浜名区のうち旧浜北区と天竜区の情報	農地利用課 浜北農地利用グループ(浜名区役所3階)	〒434-8550 浜名区貴布祿3000 ☎053(585)1118
浜名区のうち旧北区の情報	農地利用課 北部農地利用グループ(北行政センター3階)	〒431-1395 浜名区細江町気賀305 ☎053(523)3106

地番図がインターネット上で公開されています 農地の位置確認等にご活用ください

- 活用事例
- ・ 相続した農地の位置を確認したい
 - ・ 農地銀行に登録されている農地の位置を知りたい 等

● 浜松市地番図

土地の地番やおおまかな形状の参考情報を確認できる図です
ご利用や詳細は浜松市ホームページからご確認ください

浜松市HP

地番図

検索

ホームページ→手続き・くらし→税金→固定資産税・都市計画税→浜松市地番図

浜松市地番図情報サイト

トップページ > 利用許諾 > 位置選択

表示マップ: 地番図

郵便番号・住所から探す

郵便番号・住所またはその一部を入力して検索してください

入力例: 中区元町

検索

- 住所から検索
- 地番から検索
- 住所一覧から選択する場合はこちら
- 地番一覧から選択する場合はこちら

農地の検索にあたっては、
「地番から検索」を選択の上、
検索してください

浜松市地番図情報サイト

地番図

表示切替

区 大字、地番の各ラベル表示は
り縮尺設定がされています。

区ラベル: 1:50000～1:250

大字ラベル: 1:50000～1:250

地番ラベル: 1:2500～1:250

区

区名

区

区

案内地図（住宅地図）、
航空写真に切り替えることができます

【使い方】

- ・ 調べたい農地の具体的な地番を事前に確認してください。
- ・ 検索にあたっては「地番から検索」または「地番一覧から選択」を選択し、町名、地番等を入力して検索してください。

【注意事項】

- ・ 農地の強調表示（色付け、印付け）や絞り込み、農地情報の表示などはできません。
- ・ 地番図は公図ではありません。正確な土地の地番や形状を保証するものではありませんので参考情報としてご覧ください。
- ・ 地番図アクセス時に表示される注意事項及び利用規約を確認の上、ご利用ください。

【お問い合わせ】

- ・ 農地に関すること
浜松市農業委員会事務局 ☎457-2836
- ・ 地番図に関すること
浜松市財務部資産税課 ☎457-2629

農業経営を大きくしていくためには、農地の確保とともに、耕作の効率化が重要で「農地の集積・集約化」はその第一歩です。『農地集積通信』では、浜松市内の農地の集積・集約化への取組みについてご紹介しています。今回は『**農地中間管理事業**』についてご紹介します。

農地中間管理事業は、地域の農地を担い手へ集積・集約化し、効率的かつ安定的な農業経営を支えることを目的として実施されてきました。制度開始から10年を迎え、これまで多くの耕作者の皆さまにご活用いただいています。

①農地中間管理事業の仕組みとメリット

農地所有者と耕作者が貸借条件(賃借料等)を決めて連名で申請します。

貸借方法	中間管理機構(静岡県農業振興公社)が間に入った転賃の方式
契約期間	満期で自動終了(原則10年)



貸し手(農地所有者)のメリット

中間管理機構から確実に賃借料の振り込みを受けることができます。

借り手(耕作者)のメリット

賃借料は中間管理機構が一括で引き落とし個々の農地所有者へ振り込むため、支払いの手間が省けます。

ほかにもこんなメリットがあります。

- ・安心して農地を借りられる
公的機関が間に入ることにより契約内容が明確になり、トラブル防止につながります。
- ・長期的に安定した経営が可能
一定期間の貸借契約により、計画的な作付けや設備投資が可能です。
- ・農地の集積・集約で作業効率向上
まとまった農地の確保により、作業や管理の効率がアップします。

②市内の事業実績(令和8年2月末現在)

貸借面積	契約数
860.5 ha	6,699 件

※貸借面積には締約した面積は含まれていません。

※参考: 浜松市経営耕地面積6,163ha (2025年農林業センサス調査結果(速報))



借り入れ地交換の話し合いの様子



◎農地を求めている耕作者が多いエリアにおいては、農協・土地改良区・県・市・県公社等が連携し、借り入れ地の交換等による耕作地の集団化(集約化)の支援のほか、期間満了に伴う契約更新についてもサポートを行っています。

作業効率の向上や次世代の農業者への農地継承を目指して、中間管理事業の活用をご検討ください。